

表彰懲罰規程

第 1 条〔趣 旨〕

本規程中、表彰については、トップリーグ規約第 71 条に基づき、公式試合におけるチーム、選手に対する表彰に定めるものとする。懲罰については、トップリーグ規約第 73 条に基づき、一時的退出（シンビン）・退場を受けた選手について、またトップリーグ規約第 93 条第 1 項に定める禁止事項について違反したチーム・選手に対して、ラグビー全体のモラルアップおよびレベルアップにつなげていくことを目的として、その行為によって段階的な処置をとることにし定める。

第 2 条〔トップリーグ・チーム表彰〕

リーグ戦におけるチームの順位により、それぞれ次のとおり表彰し記念品を授与する。

- (1) 優勝：トップリーグ杯、チャンピオンフラッグ
- (2) 準優勝：トップリーグ楯
- (3) 3 位：トップリーグ楯
- (4) フェアプレー・チーム賞（リーグ戦での反則ポイント数最小チーム）：トップリーグ記念品

第 3 条〔トップリーグ・個人表彰〕

リーグ戦において活躍した個人に対し、次のとおり表彰し記念品を授与する。

- (1) MVP（最優秀選手、日本協会内に設置する選考委員会にて選出）：記念品
- (2) 得点王（トライ・ゴールの総得点が最も多かった選手）：記念品
- (3) 最多トライゲッター（トライ数が最も多かった選手）：記念品
- (4) ベストキッカー（ゴールキック、ペナルティゴールによる成功率が最も多かった選手）：記念品
- (5) ベストフィフティーン（JRFLが定めた方法により選出）：記念品
- (6) ベストホイッスル（レフリー表彰 JRFLが定めた方法により選出）：記念品

第 4 条

（削除）2006 年度「大会方式の変更」により 第 4 条を削除

第 5 条

（削除）2016 年度「大会方式の変更」により 第 5 条を削除

第 6 条〔シーズン個人・チーム表彰〕

1. JRFLは選考委員会にて新人賞を選出し表彰することができる。
2. JRFLは選考委員会にてベストファンサービス賞を選出し表彰することができる。
3. JRFLは報道関係者、ファン推薦による個人・チームを選出し表彰することができる。

第 7 条〔功労者表彰〕

1. JRFLはトップリーグの活動を通じ日本ラグビーの発展に功労のあった者を選出し表彰することができる。
2. 前項の表彰を受ける者は、JRFLの推薦に基づきチェアマンが決定する。

第 8 条〔表彰式〕

1. 優勝チーム表彰は、優勝が確定した試合終了後、試合会場にて行う。また、シーズン個人表彰および功労者表彰を行うトップリーグ表彰式は、順位決定戦終了後に行う。

2. 表彰式はトップリーグ公式行事とし、次の者が出席する。
 - (1) JRTL、エリアコミッショナー
 - (2) 受賞対象チームの監督またはヘッドコーチ、および選手
 - (3) 個人表彰の受賞者
 - (4) その他の表彰対象者
3. 前項の出席者の交通費・宿泊費は、JRTL「旅費規程」に基づきJRTLが負担する。
4. 表彰式には、ラグビー担当記者、地域協会関係者、スポンサー関係者およびその他の関係者を招待する。

第9条〔懲罰の目的〕

トップリーグにおける懲罰とは、選手個人に制裁を示すことではなく、あくまでもトップリーグ全体の更なるモラルアップを目的とするため、チームに対しての制裁をとるものである。

ただし、スポーツとしてのラグビーを逸脱する個人的な行為についてはその限りでなく、ラグビーの普及・強化の観点からモラルに反する行為（マッチオフィシャルへの言動も含めて）は、ラグビーへの脅威と捉え、事例として残す観点も考慮したうえで、適切かつ厳格に処置し、モラルに反する行為を撲滅することを目的とする。

第10条〔懲罰会議〕

1. JRTLは、懲罰会議を設置する。懲罰会議は、日本協会ジュディシヤル・パネルより指名されたジュディシヤル・オフィサー、トップリーグ委員長、当該試合マッチコミッショナー、またはその他JRTLから指名を受けた者によって構成し、ジュディシヤル・オフィサーを含む2名以上の出席を必要とする。
2. トップリーグ委員長は以下の場合に懲罰会議を召集する。
 - (1) 本規程第11条に従いプレーヤーがレッドカードを受けて退場処分となった場合。
 - (2) 本規程第11条及び第12条に従いプレーヤーがイエローカードまたはサイティング・コミッショナー警告（以下、CCW）の累積が3枚以上となった場合、またそれ以降イエローカード（またはCCW）を受ける毎。
 - (3) 本規程第12条に基づき日本協会ジュディシヤル・パネルが指名したサイティング・コミッショナーがレッドカード相当の不正なプレーとしてサイティング報告書が提出された場合。
 - (4) 本規程第15条の行動規範の違反が、トップリーグに対し申し出があり、トップリーグ委員長が必要と認めた場合。
 - (5) トップリーグ規約第93条第1項に定める禁止事項に抵触した疑いについて申し出があり、トップリーグ委員長が必要と認めた場合。
3. 懲罰会議は、ワールド・ラグビー（WR）競技規定第17条、第20条等及び本規程に基づき出場停止などの処分を決定する。

第11条〔一時的退出（シンビン）及び退場〕

トップリーグでは、WR競技規則に基づきプレーヤーの処分内容を以下のとおり定める。

1. イエローカード

- (1) 同一試合で、同一プレーヤーが2回目の一時的退出を宣告された場合、当該プレーヤーは、宣告された時点で退場処分となる。
- (2) 同一シーズン中に、一時的退出の3回目の宣告をされた場合、当該プレーヤーは、その場では退場とならないが、一時的退出の処分となる。
- (3) 上記(1)(2)の事例が発生した場合、懲罰会議の開催が決定する。当該選手はジュディシヤル・オフィサーからのヒアリングの対象となり、場合によっては制裁を受ける。

2. レッドカード

- (1) 退場処分となったプレーヤーは、懲罰会議の対象となる。
- (2) 審判委員会は、退場処分の内容（関与するプレーヤー名とその行為）を懲罰会議、三地域協会および規律委員会へ報告する。
- (3) JRTLは上記(2)の報告をうけた時点で、懲罰会議の開催を決定する。

(4) 公式試合以外の試合でレッドカードによる退場処分があった場合にも、トップリーグ委員長は状況に応じて懲罰会議を開催することができる。

3. 出場停止対象期間および対象試合

(1) トップリーグ開幕日（2018-2019 シーズンは 8 月 31 日）を起算日とし、翌年トップリーグ開幕前日までの 1 年間に行われる日本協会主催試合を原則として当該年度の処分対象試合とする。

(2) 上記(1)期間中の出場停止処分が次年度に跨る場合、その処分は引き続き効力を保持する。

(3) 国内の試合で出場停止処分を受けている選手は、その出場停止期間中に日本代表として、国際試合に出場することはできない。

(4) 国際試合で出場停止処分を受けている選手は、その出場停止期間中は公式試合、またはジュディシヤル・オフィサーが認定した試合への出場を認めない。

4. その他

(1) 懲罰会議は、不正なプレーに対する制裁については、「不正なプレーに対してワールド・ラグビーが推奨する制裁」（WR 規定第 17 条付属文書 1）を基準とし、試合出場停止などの制裁処置を協議し決定する。

※懲罰会議の際、チームはその後の試合予定を書面にて提出すること。

(2) 特に暴力・報復行為には厳罰をもってあたり、その行為にかかるプレーヤー双方の処罰もあるものとする。

(3) マッチオフィシャル又は医療関連役員など協会関係者への不当な発言や行為についても、マッチコミッショナーからの報告により、JRTL は懲罰会議を開催し、制裁を科すことができる。

第 12 条〔サイティング及びサイティング・コミッショナー警告〕

1. 日本協会のジュディシヤル・パネルが指名したサイティング・コミッショナーは、レッドカード相当の不正なプレーがあった場合には、サイティング報告書を試合終了後 4 8 時間以内にマッチコミッショナーに対して提出する。

2. チームから JRTL に対して試合終了後 12 時間以内へ申告があり、かつサイティング・コミッショナーがレッドカード相当の不当なプレーと判断すれば、上記の扱いと同様とする。

3. サイティングに関するルールは WR 競技に関する規定第 17 条 に準ずる。

4. サイティング・コミッショナーによる警告（CCW）

試合中、レフリーからのレッドカードまたはイエローカードの宣告をされなかったが、日本協会ジュディシヤル・パネルが指名したサイティング・コミッショナーによりレッドカード未満ではあるが限りなくレッドカードに近い行為に対して報告された場合、サイティング・コミッショナー警告（以下「CCW」という。）としてイエローカードと同等に記録される。

第 13 条〔報告義務〕

1. 懲罰会議は、すべての協議内容と裁定について日本協会規律委員会に報告し最終決定を下すものとする。

2. JRTL は、懲罰会議の決定を速やかに対象プレーヤーと所属するチームに対して報告する。

第 14 条〔アペール（上訴）〕

1. プレーヤーは、懲罰会議の裁定に対し、JRTL を通じてアペール・コミッティーにアペール（上訴）する権利を有するものとする。アペールの申請は、通知を受けた時点から 48 時間以内に、トップリーグ委員長に書面で提出しなくてはならない。

2. アペール・コミッティーは、日本協会規律委員会代表者、日本協会ジュディシヤル・パネル委員長、規律委員会から指名を受けた者の 3 名で構成する。

3. アペールに関する規定で本規程に定めのない事項に関しては、WR「競技に関する規定」第 17 条 17 項に準じる。

第 15 条〔行動規範〕

トップリーグに参加する各チーム及び全てのラグビー関係者（プレーヤー、トレーナー、レフリー、タッチジャッジ、コーチ、セレクトター、医療関連役員、理学療法士、その他時期を問わず競技、競技の計画、運営、普及に関わった者）は、WR 規程第 20 条と第 20 条付属書 1 の行動規範に従い行動する。同行動規範に違反するものは、JRTL が招集する懲罰会議に出席しその判断に従うものとする。

第 16 条〔移籍に関する違反〕

トップリーグ規約第 93 条(選手の移籍)第 1 項に定める禁止行為が発覚した場合、その対象者は JRFL が招集する懲罰会議に出席し、その判断に従うものとする。違反行為が認められた場合、以下の通りの懲罰が科されることがある。

(1) チームがトップリーグ規約第 93 条第 1 項 A 各号に違反した場合

当該シーズン又は翌シーズンにおける勝点の減点(最大-5)

(2) 選手が同条第 1 項 B 各号に違反した場合

当該シーズン又は翌シーズンにおけるトップリーグ公式試合の出場停止。(最大でトップリーグ公式試合数の 50%+1 試合)

なお、公式試合数とは、リーグ戦+順位決定戦+カップ戦(仮称)の合計数をいう。

規定第 17 条 付属文書 1

2018.1.1 現在

付属文書 1. ワールドラグビーによる不正なプレーに対する制裁 (規定第 17 条)

注意： 頭部への接触に至る不正なプレーはいかなる行為であっても、最低でも中度のエントリーポイント以上の制裁となる。

9.11 プレーヤーは、無謀な、または、他者に対して危険な行為はいかなるものもしてはならない。

| | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|-----------|-----------|

9.12 プレーヤーは、誰かに暴行してはならない。暴行には以下を含むが、これらの限りではない：

| | | | | |
|--------------------------------|---------|---------|-----------|------------|
| 噛みつき行為 | 軽度：12週間 | 中度：18週間 | 重度：24週間以上 | 最大上限：208週間 |
| 故意的な目へのコンタクト [5] | 軽度：12週間 | 中度：18週間 | 重度：24週間以上 | 最大上限：208週間 |
| 未必の故意的な目へのコンタクト [6] | 軽度：6週間 | 中度：12週間 | 重度：18週間以上 | 最大上限：208週間 |
| 目の周りへのコンタクト [7] | 軽度：4週間 | 中度：8週間 | 重度：12週間以上 | 最大上限：52週間 |
| 手、腕などで相手を殴る行為 (スティフアームタックルも含む) | 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
| 相手に対する肘打ち | 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
| ショルダーリング | 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
| 頭突き | 軽度：6週間 | 中度：10週間 | 重度：16週間以上 | 最大上限：104週間 |
| 膝蹴り | 軽度：4週間 | 中度：8週間 | 重度：12週間以上 | 最大上限：52週間 |
| 相手を踏みつける行為 | 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：12週間以上 | 最大上限：52週間 |
| 相手を足でつまずかせる行為 | 軽度：2週間 | 中度：4週間 | 重度：8週間以上 | 最大上限：52週間 |
| 相手を蹴る行為 | 軽度：4週間 | 中度：8週間 | 重度：12週間以上 | 最大上限：52週間 |

9.12 プレーヤーは、誰かに暴言を吐いて言葉で侮辱してはならない。言葉の侮辱には宗教、肌の色、国籍、民族的出身、性的指向を含むが、これらの限りではない。

| | | | |
|--------|---------|-----------|-----------|
| 軽度：6週間 | 中度：12週間 | 重度：18週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|---------|-----------|-----------|

9.13 プレーヤーは、相手側プレーヤーに対して、アーリー、または、レイトタックル、あるいは、危険な形でタックルしてはならない。危険なタックルには、肩の線より上へタックルすること、または、しようとすることを含むが、これらの限りではない。タックルが肩の線より下から入ったとしても同様である。

| | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|-----------|-----------|

9.14 プレーヤーは、ボールを保持していない相手側プレーヤーに対してタックルしてはならない。

| | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|-----------|-----------|

9.15 スクラム、ラック、モールの中にいる場合を除き、ボールを保持していないプレーヤーは、同じくボールを持っていないプレーヤーのことを捕えたり、押したり、チャージしたり、または、妨害したりしてはならない。

| | | | |
|--------|--------|----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：4週間 | 重度：6週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|----------|-----------|

9.16 プレーヤーは、ボールを持っている相手側プレーヤーをつかもうとしないでチャージしたり、突き倒したりしてはならない。

| | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|-----------|-----------|

9.17 プレーヤーは、地面から足が離れている相手側プレーヤーに対して、タックルしたり、チャージしたり、引っ張ったり、押したり、または、つかんだりしてはならない。

| | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 軽度：4週間 | 中度：8週間 | 重度：12週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|-----------|-----------|

9.18 プレーヤーは、相手側プレーヤーを地面から持ち上げて、そのプレーヤーが頭、およびまたは、上半身から地面に落ちるように落としたり、力を加えたりしてはならない。

| | | | |
|--------|---------|-----------|-----------|
| 軽度：6週間 | 中度：10週間 | 重度：14週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|---------|-----------|-----------|

9.19 スクラムにおける危険なプレー

- a. スクラムにおける第一列は、相手と距離を取って組み、相手に突進してはならない。
- b. フロントロープレーヤーは、相手を引っ張ってはならない。
- c. フロントロープレーヤーは、故意に相手を宙に浮かせたり、スクラムから押し上げて出したりしてはならない。
- d. フロントロープレーヤーは、スクラムを故意に崩してはならない。

| | | | |
|--------|--------|----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：4週間 | 重度：8週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|----------|-----------|

9.20 ラックやモールにおける危険なプレー

a. プレーヤーは、ラックやモールにチャージしてはならない。チャージには、ラックやモールの中で他のプレーヤーにバインドせず行われるあらゆる接触を含む：

| | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|-----------|-----------|

b. プレーヤーは、相手側プレーヤーに対して、肩の線よりも上に接触してはならない。

c. プレーヤーは、ラック、または、モールを故意に崩してはならない。

| | | | |
|--------|--------|----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：4週間 | 重度：8週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|----------|-----------|

9.25 プレーヤーは、ボールを蹴ったばかりの相手側プレーヤーに故意にチャージしたり、妨害したりしてはならない。

| | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：6週間 | 重度：10週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|-----------|-----------|

9.26 プレーヤーは、健全なスポーツマンシップの精神に反するようなことは、いかなることも行ってはならない。

| | | | | |
|--|---------|---------|-----------|------------|
| 髪を引っ張る、または、つかむ行為 | 軽度：2週間 | 中度：4週間 | 重度：6週間以上 | 最大上限：52週間 |
| いかなる相手であっても、唾を吐く行為 | 軽度：4週間 | 中度：8週間 | 重度：12週間以上 | 最大上限：52週間 |
| 相手の生殖器部（男女とも）を掴んだり、ねじったり、圧迫したりする行為（女性プレーヤーの場合は乳房も対象） | 軽度：12週間 | 中度：18週間 | 重度：24週間以上 | 最大上限：208週間 |
| その他の行為 | 軽度：4週間 | 中度：8週間 | 重度：12週間以上 | 最大上限：52週間 |

9.27 プレーヤーは、マッチオフィシャルの権限を軽んじてはならない。

| | | | |
|--------|--------|----------|-----------|
| 軽度：2週間 | 中度：4週間 | 重度：6週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|--------|----------|-----------|

9.27 プレーヤーは、マッチオフィシャルに暴言を吐いて言葉で侮辱してはならない。言葉の侮辱には宗教、肌の色、国籍、民族的出身、性的指向を含むが、これらの限りではない。

| | | | |
|--------|---------|-----------|-----------|
| 軽度：6週間 | 中度：12週間 | 重度：18週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|---------|-----------|-----------|

9.27 プレーヤーは、マッチオフィシャルに対して身体的接触を行ってはならない。

| | | | |
|--------|---------|-----------|-----------|
| 軽度：6週間 | 中度：12週間 | 重度：18週間以上 | 最大上限：52週間 |
|--------|---------|-----------|-----------|

9.27 プレーヤーは、マッチオフィシャルに対して脅迫的な行動や言動を用いてはならない。

| | | | |
|---------|---------|-----------|------------|
| 軽度：12週間 | 中度：24週間 | 重度：48週間以上 | 最大上限：260週間 |
|---------|---------|-----------|------------|

9.27 プレーヤーは、マッチオフィシャルに対して暴行してはならない。

| | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 軽度：24週間 | 中度：48週間 | 重度：96週間以上 | 最大上限：終身 |
|---------|---------|-----------|---------|

上記付属文書1に記載されていない反則行為については、担当のジュディシヤルオフィサー、規律委員会、アピールオフィサー、および／または、（場合によっては）アピール（上訴）委員会の裁量によって、適切な制裁が科されるものとする。

付属文書1に定める制裁、および、ワールドラグビー競技に関する規定 17.19 の条文に関わらず、プレーヤーの問題行為が、それがいかなる反則行為であっても、中度、あるいは、重度の範疇のものであり、かつ、被害者の健康に深刻かつ重大な結果をもたらしかねない、または、実際にもたらした場合、ジュディシヤルオフィサー、および／または、規律委員会は、終身出場停止を含むいかなる出場期間の停止をも科することができるものとする。

[5]、[6]、[7]について：「目」とは、目のくぼみ（眼窩）の範囲を覆っているまぶたを含む全ての組織を指し、「目の周り」とは目の近くのいかなる場所を指す。

ワールド・ラグビー規定第 20 条:付属文書 1.
行動規範

1. すべての協会、アソシエーション、ラグビー団体、クラブ及び関係者は、以下の行動規範を遵守する。
 - 1.1 競技が規律をもったスポーツマンシップに則りプレーされ、行われるようにし、それらの原則を維持するにはマッチオフィシャルのみに頼ってはいないことを認識しなければならない。
 - 1.2 競技規則の精神が守られ、不正なプレーをする選手を選抜しないように協力すべきである。
 - 1.3 競技規則違反を繰り返してはならない。
 - 1.4 規定第 17 条に従って、レフリー、タッチジャッジ、マッチオフィシャル及びその他すべてのラグビーの規律に関する組織の権威及び決定を受け入れ、守るものとする。
 - 1.5 レフリーまたはタッチジャッジの試合の運び方について、批判を公表したり、させたりしてはならない。
 - 1.6 理事会またはその他のラグビーの規律に関する組織が定款、規定または競技規則の違反について生じた紛争や規律に関する事柄を取り扱ったり、解決した場合、その方法について、批判を公表したり、させたりしてはならない。
 - 1.7 フィールドの内外を問わず、試合、ツアー、トーナメント、もしくは、一連の試合が誠実に、かつ、秩序正しく行われるということについて、またはあらゆる人の尊厳や善良な人格について、一般市民の信頼を損なうような行動や活動(競技に関する情報を直接または間接的にブックメーカーに流すことを含むが、これに限定されない)をしてはならない。
 - 1.8 ワールド・ラグビー規程第 6 条(賭博行為)に違反してはならない。
 - 1.9 競技の評価を高め、信頼を失墜させるようなことを防ぐために、可能な限りの手段を尽くさなくてはならない。
 - 1.10 規定第 21 条で定義するドーピング違反を犯してはならない。
 - 1.11 フィールドオブプレーの内外を問わず、レフリー、タッチジャッジ、マッチオフィシャルを罵倒、脅迫、または、威圧してはならない。
 - 1.12 レフリー、タッチジャッジ、マッチオフィシャル、または、観客に対し、露骨な、または、汚い言葉、または、仕草を用いてはならない。
 - 1.13 その他いかなる人に対しても、宗教、人種、肌の色、国籍または民族の違いを根拠に威圧、攻撃、侮辱したり、辱めたり、差別をすることになるような一切の行為をしてはならない;
 - 1.14 ラグビー・フットボールという競技、ボード、加盟協会または競技に協賛する者に悪影響を及ぼす一切の行為をしてはならない。
2. 各協会及びアソシエーションは、本行動規範を遵守し、その所属メンバーにこれを遵守させること、及び、その管轄内の人が行動規範を遵守するよう監視する手続き、及び、行動規範に違反した者に制裁を課す手続きを採択すること。